

居宅サービス利用契約書

(通所介護・介護予防日常生活支援総合事業)

南小国町社会福祉協議会

りんどう荘福祉サービスセンター

利用者_____様（以下「甲」という。）と事業者南小国町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の利用について次のとおり契約をむすびます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業を提供し、甲の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに甲の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

2 乙は、通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護及び要支援認定有効期間の満了日までとします。

（運営規定の概要）

第3条 乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制及び勤務体制、通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業の内容等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業の作成・変更）

第4条 乙は、甲の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画を作成し、通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

2 通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画には通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業サービスの、目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の目的に従い、通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画の変更を行います。

（1）甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画を変更する必要がある場合

（2）甲が通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業介護の内容や提供方法等の変更を希望する場合

5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 乙は、通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業を作成し又は変更した際には、こ

れを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

7 通所介護サービス介護予防日常生活支援総合事業の内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する通所介護サービス介護予防日常生活支援総合事業の内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の内容及びその提供)

第 5 条 乙は、通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業を提供する場合は通所介護計画及び介護予防日常生活支援総合事業計画に沿い、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容のサービスを提供します。

2 乙は、甲に対して通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業を提し当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 6 条 乙は、甲に対して通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業を提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 甲が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

(協力義務)

第 7 条 甲は、乙が甲のため通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業を提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第 8 条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業について甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第 9 条 乙は、現に通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費 用)

第 10 条 乙が提供する通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の利用単位毎の利用料の他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業については、次の各号に掲げる費用の支払いを甲に請求することができます。

一 乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅から、甲を送迎する場合に要する費用

二 甲の要望により通常要する時間を越えて提供された通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の費用から通常提供される通所介護サービス費用及び介護予防日常生活支援総合事業費用を差し引いた額

三 食事を提供した場合の食費

四 おむつ代

五 通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、甲に負担させることが適當と認められる費用

6 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

6 乙は、甲が正当な理由もなく通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

7 乙は、通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第 11 条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。

3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

第 12 条 乙及びその職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその職員は、甲より委託された業務を行うにあたって、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第 14 条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第 15 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が14条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第12条3項又は第15条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は60日以上の入院等をしたとき。
- 六 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第 17 条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第 18 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所宮地支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和　　年　　月　　日

利用者　甲　　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　印

家族　　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　印

　　　　　(続柄)　　　(　　　　　)

代理人（選任した場合）　　住所

　　　　　氏名　　　　　印

事業者　乙

住所　熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場 3388-1

事業者名　社会福祉法人　南小国町社会福祉協議会

事業所名　りんどう荘福祉サービスセンター

（事業所番号）4372700528

代表者名　　会長　高橋周二　印

